

北海道におけるサービス付き高齢者向け住宅登録事業者等の指導監督要領

第1 総則

1 目的

この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に基づくサービス付き高齢者向け住宅に関する適切な指導監督を行い、もって高齢者の居住の安定の確保を図ることを目的とする。

2 対象

この要領は、北海道が所管する区域において法第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下、「管理等受託者」という。）を対象とする。

3 指導監督業務

指導監督業務は、聞き取り調査、報告、改善指導、立入検査、指示などにより実施する。

第2 文書による状況報告（法第24条関係）

1 報告

北海道は、登録事業者又は管理等受託者（以下「登録事業者等」という。）に対し、法律が遵守されているかを確認するため、定期的に報告を求める。

また、北海道は、利用者等から苦情や相談が寄せられた場合等は、必要に応じ、登録事業者等に対し随時報告を求めることができる。

2 報告の時期

前項の定期的に報告を求める時期は、登録又は更新をした年度の翌年度から毎年度1回とし、北海道は、登録事業者等から、当該登録住宅の4月1日時点の状況について、5月30日までに報告を求める。なお、報告時点において、変更登録済みまたは変更登録手続き中の場合は、その旨報告書に記載するとともに、変更届出書の写しを添付する。

前項の随時報告を求める時期は、北海道から登録事業者等に通知をした日から原則30日以内とする。

3 報告の手順

(1) 通知

北海道は、報告を求める際に別紙様式（第1-1号様式）により登録事業者等あてに通知する。

(2) 報告書の提出

登録事業者等は通知受理後、提出期限までに別紙様式（第1-2号様式）及び直近の入居契約書の写し並びに別に指示する必要書類を添えて北海道に提出する。

(3) 報告後の対応

北海道は、登録事業者等から提出を受けた報告書の内容を確認する。

また、北海道は、報告書の確認の結果改善を要する事項が認められる場合には、口頭及び文書により改善指導を行うとともに、登録事業者等に速やかな対応を求める。（第2-1号様式）

登録事業者等は、改善指導を受けた場合は、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、速やかにその旨を報告する。（第2-2号様式）

第3 立入検査（法第24条関係）

1 立入検査

北海道は、登録又は更新の期間内に1回以上、登録事業者等に対し立入検査を実施する。

また、第2の1の報告の内容に疑義が生じた場合や、利用者等から苦情や相談が寄せられた場合等にも、必要に応じ立入検査を実施する。

2 立入検査の手順

(1) 事前通告

北海道は、事前に立入検査の実施について、原則3週間前までに別紙様式(第3-1号様式)により登録事業者等に通知する。

ただし、直ちに立入検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではない。

(2) 立入検査

立入検査をする北海道職員は、登録事業者等に対し、登録事業者等の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、登録事項又は登録基準に関し、その業務の状況若しくは帳簿、書類等について立入検査調書により検査を実施する。(第3-2号様式)

(3) 立入検査後の対応

北海道は、立入検査の結果、改善を要する事項がない場合は、登録事業者等に対し別紙様式により通知する。(第4-1号様式)

また、北海道は、立入検査の結果、改善を要する事項が認められる場合には、口頭及び文書により改善指導を行うとともに、登録事業者等に速やかな対応を求める。(第4-2号様式)

登録事業者等は、改善指導を受けた場合は、当該指導に係る必要な対応を行い、対応が完了したときは、速やかにその旨を報告する。(第2-2号様式)

第4 指示(法第25条関係)

1 指示

北海道は、改善指導を行っているにもかかわらず、改善の見通しが無い場合で、法第25条に該当する場合は、登録事業者等に対し、文書により指示を行うとともに、原則30日以内に具体的な改善内容等については是正計画の提出を求める。(第5-1号様式、第5-2号様式)

2 指示に対する結果の確認

(1) 確認の手順

前項の是正計画が完了した際には、登録事業者等は別紙様式(第5-3号様式)により速やかに北海道に是正が完了した旨の報告を行い、北海道は、立入検査等の実施により、改善状況を確認する。

なお、北海道は、是正の完了に関する報告がない場合等、必要に応じ、登録事業者等に対し書面による報告を求めることや立入検査を実施する。

(2) 指示後の対応

北海道は前項の指示に対する結果の確認の状況に応じ、登録事業者等が指示違反の対象であると判断した場合は、「登録の取消し」の対象とする場合がある。

第5 登録の取消し(法第26条関係)

1 登録の取消し

(1) 登録を取り消さなければならない場合

北海道は、第2から第4までの報告、聞き取り調査、立入検査、改善指導又は指示等の中で、登録事業者が法第26条第1項各号のいずれかの登録取消し要件に該当する恐れのある場合は、関係機関への照会等により確認を行い、登録取消し要件に該当することが判明した場合にはその登録事業の登録を取り消さなければならない。

(2) 登録を取り消すことができる場合

北海道は、第2から第4までの報告、聞き取り調査、立入検査、改善指導又は指示等の中で、登録事業者が法第26条第2項各号に違反該当することが判明した場合は、その登録事業の登録を取り消すことができる。

2 取消しの通知

北海道は、登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録事業者であったものに通知する。また、北海道は、登録を取り消した住宅について、国土交通省及び厚生労働省に対し情報提供を行う。

第6 所在不明者等の登録の取消し（法第27条関係）

1 所在不明者等の登録の取消し

北海道は、第2から第5までの報告、聞き取り調査、立入検査、改善指導又は指示等の中で、登録事業者が法第27条に該当する場合は、当該登録事業の登録を取り消すことができる。また、北海道は、登録を取り消した住宅について、国土交通省及び厚生労働省に対し情報提供を行う。

附則

（施行期日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。